

議長定例記者会見 会見録

日時：平成20年12月5日10時30分～

場所：全員協議会室

1 発表事項

- ・「平成20年 三重県議会10大ニュース」について

(議長)おはようございます。お集まりいただきまして、ありがとうございます。今年最後の会見ということになります。今アメリカ発の不況が日本全体を覆っているという状況でございます。不況というよりも社会不安の様相を帯びてきているということで、特に派遣労働者を中心とする解雇が相次いでおるところでございます。年末年始を本当に平穏な気持ちで越えられるかどうか心配をされる状況でございます。また、新卒の高校生や大学生の内定取り消しも相次いでいるところでございます。私どもとしても今まで少し派遣労働者の実態といいますか、そういうところをもっとしっかり見ておくべきだったかなというようなことを反省もしているところでございます。これは日本だけでないということに、本当にその深刻さがあるのではないかなということをおもわせていただいているところでございます。国にはスピード感のある対応を要請をしまいたいと思っております。県もさまざまな手を打っていただいているところでございますけれども、基本的には国のスピーディな経済対策を望んでおきたいなというふうなことを思っているところでございます。

12月2日に財政問題調査会の第二次答申をいただきました。一次に引き続いて委員の先生方には、誠実に多忙な中答えていただいたことに感謝をいたしておるところでございます。議長のもとに調査機関を置いたことに本当に意義を感じているところでございます。今回は県立博物館の問題でございますけれども、50年に1回、半世紀に1回の建物であり、知事の言う未来への投資ということと同時に、未来世代にも負債を負っていただくということになっておりました。財政負担と県民への利益提供という意味で、私ども県議会の議決責任は極めて重いものだなというようなことも感じさせていただいているところでございます。答申の内容については9項目の提案等がありまして、大変意義のあるものだと思っているところでございます。これから議会でさらに議論を深めて、財政運営改革に議会として提言をしていきたいし、未来の世代に説明責任を果たしていけるような博物館を巡る審議をしまいたいという決意をしているところでございます。

さらにこの第二次答申では、議会のガバナンスルールの確立ということで議

会が二元代表制の下で、きちんとチェック機関の役割を果たしていくには、そのルール作りが必要だということで、議会に対する注文も付いているところが極めて重要な指摘であると感じているところでございます。これを機会に、このような大規模プロジェクトを議会で審議し、意思決定していくにあたってのきちんとしたルール作りを今後の課題として捉えて、このような専門的知見も活用しながら、検討してまいりたいと考えております。私の中では、具体的にはまだ全国でどこも設置していない、そのようなルールを作るための附属機能的なものを設置できないかなというふうなことを考えているところでございます。

この博物館、あるいは美術館などの議論というのは、数値で測れるものと測れないものがあると思います。財政がいくらかかるとか、何人入るとか数でわかるもの、成果が数値で明確にわかるものと、そうでないもの、あるいは、県民がどれだけこのことによって豊かになったか、県民がどれだけ癒されたか、博物館に行くことによってどれだけ県民に活力を与えられたか、ということはなかなか数値では表せない問題でありますし、表せたとしてもかなり時間を要する問題だろうというようなことがあります。数値で表せる部分と、表せられない部分、それらを総合的に深く議論しながら、そんな視点で議論を続けていかなければならないのかなというふうなことを、思わせていただいているところでございます。今後この問題についても引き続き議会で議論を深めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

さて、年末でございますので、恒例になっております三重県議会の10大ニュースと言いますか、そういうものを少し私と副議長とで選ばせていただきましたので、発表させていただきたいと思っております。お手元に配らせていただいておりますので、まずは定例会を全国で初めて2回とした条例により、初の定例会をずっと今も続けているわけですが、230日という長い会期でございます。このことによって私は二元代表制の生命線は議員間討議だと思っておりますので、そのことはまだまだ深く議論をしているとはいえない状況だと思っておりますけれども、議論をするためには議論をする場と、議論をする課題と、議論をする時間が必要でございますので、その場と時間についてはきちんと環境を整えられたかなと思っているところでございます。その中の1つは、3月31日の知事の専決処分を安易な専決処分をさせないということにつながっていると思っております。これからずっと10くらい言うわけですが、ほとんどが議会改革につながるばかりでございますけれども、議会改革というのは先見性は必要でありますし、それと同時に普遍性が必要だと、この2つが相まっていけないと本当の改革とは言えないのではないかなと思っております。この先見性と普遍性が相まっていなければ、単なる独りよ

がりであるし、単なる独善に過ぎないというふうなことを思っておりまして、普遍性をどうやってつけていくか、我々の議会改革に全国の皆さんや県民の皆さんから納得していただける、そういうものをつけていくためにはどうする、我々正副議長としてどのような活動をすればいいのかというふうなことを思っているところございまして、その1つが2番目の全国および県内自治体議会との交流連携の推進でございます。このような形で、そのような思いも持ちながら、させていただいておりますし、あるいは全都道府県の県議会議員の研究交流大会で、三重県議会から三谷議員と私がパネリストに選んでいただきまして、そこで三重県議会の改革の様子を全国に発信させていただいたり、あるいは明日も私は埼玉の大学院へ行って、そういう議会改革について講義をして180分くらいだそうですけども、そういう場も持たせていただけるということは、普遍性についての私どもの気持ちに少しは前進があるのかなというふうなことを思っているところでございます。

3つ目は議員提出条例、これは地域づくり推進条例と食の安全・安心条例、これを可決し、制定させていただきました。都道府県議会では数を競うわけではありませんが、2番目に多い15本の政策に係る提出条例を出させていただいたところでございます。単なる議決機関ではなく、政策を知事と競っていく、そういう方向にも改革を進めていく1つではないかなと思っています。4番目は政務調査費の公開でございます。これは1万円以上きちんと領収書を添付するというので、透明性を確保できたものと思っております。

5番目は議員別の賛否の状況をホームページで公表させていただくことになりました。これもおそらく全国では初めてではないかなと思っているところでございます。このようなことを通しながら、県民に県議会とは何をすると、議員1人1人がどのような対応をしているのかということをはっきりと、批判もいただきながら議会を理解していただきたいなと思っているところでございます。

6つ目は私が所信でも申し上げましたとおり、議決責任に少しでも迫りたいという思いもございまして、議提条例への検証を今させていただいているところございまして、そのための検証検討会を6月に設置をさせていただきました。

7つ目は議長等の任期について議会改革推進会議の中にプロジェクトチームを作らせていただいて、検討を行っていただきまして、議長は2年、副議長は1年、来年から適用するというふうなことを申し合わせを行いました。これも知事が4年という中で、名誉職的に1年で交代してきた60年の歴史が三重県議会にあるわけですけども、その60年の歴史もしっかりと勘案したうえで議長は2年、副議長は1年というふうな決定をしていただいたと思っているところでございます。

8番目は財政問題調査会の設置でございます。これは先ほども申し上げたとおりでございます。今まで2回の答申をいただいたところでございます。これについては、博物館についてはどのような形に、今後議論の形、場所を作っていくかということでございますけれども、当面昨日の本会議の中でそれぞれの所管の委員会に付託をいたしましたところでございます。委員会の中での議論をしっかりとさせていただいて、全体的に全員協議会を開くというふうな場面があればそれにきちんと対応をしていきたいと思っております。財政問題調査会から9項目の新たな提案をいただいております。これについてもこの9項目を私どもはしっかり受け止めさせていただいて、それに対する執行部はこの9項目についてどのような意見をお持ちなのかというところもお聞かせいただきながら最終的な判断をしてまいりたいと思っております。

9番目は美し国おこし・三重、これの三重県基本計画の策定に対して公聴会を52年ぶりに開かせていただいたところでございます。少し県民の皆さまに理解をしていただく場も作ってこなかったというところもあるのかもしれませんが、県民の皆さまから公募に対して応募していただけなかったというのは極めて残念なことでございますけれども、このことを通して10番目、一般会計補正予算を58年ぶりの修正可決、このようなことにもつながっていったというふうに思っているところでございます。

以上が10大ニュースでございますけれども、まだたくさんあるわけでございますけれども、私と副議長でピックアップさせていただいたもので、あれもあるんじゃないか、これもあるんじゃないかというふうなこともあろうかと思っておりますけれども、とりあえずそのようなことを選ばせていただきました。県議会以外ということであれば、地方分権改革推進会議の第一次答申が出されたということで意外というわけではありませんけれども、地方自治法の改正が行われたということがありましたし、総理大臣も何回も交代しておりますし、岩手県の地震もございましたし、県内においては石原産業の問題もございましたし、豪雨による災害など大きな問題も発生したこともございましたけれども、私どもとしては今挙げたことを県議会を中心に10大ニュースとして発表させていただいたところでございます。私からは以上でございます。

2 質疑応答

(質問) それでは今月から幹事社が交代しまして、全国紙とブロック紙等で構成する5社会から読売新聞、地方紙等で構成する7社会から伊勢新聞、それと電波メディアから三重テレビ、この3社が2月末まで窓口を受け持つことになりましたので、一つよろしく申し上げます。

(質問) これ一応10個を見ると、何となく時系列的に並んでいるわけですが、順番を付けるとすると議長として最も重要なニュースと考えるのはどれでしょうか。

(議長) どれも重大でして、10に絞るのも先ほども申し上げたとおり、順位がどうであるかというのは大変難しいのですけれども、私はやはり定例会を年2回にしたというのが一番印象深かったと思っています。そのことによって、議会の存在感、存在価値というのを見出していき、皆に認めていただける第一歩を踏み出したのかなというようなことを思っているところでございまして、その象徴が3月31日の本会議での知事の専決処分によらず私達が本来決めるべきものをしっかりと議決によって決めたということが、一番大きいのかなということを思います。二元代表制というのはこういうものなのだとことを示すことができたと思っています。審議時間がたくさんとれたということもありまして、先ほど申し上げましたそのことによって、二元代表制の一元は議会ですけれども、議会そのものがいろいろな会派がございまして、それぞれの会派が違う意見ということであれば、まさに二元じゃなくて議会そのものが五元にも六元にもなるわけですから、一致するというのが、一致するための議論をしっかりとしていくというのが二元代表制の生命線とするならば、そのような時間と場所、課題が確保できたかなと思っています。そんなのでよろしいでしょうか。

(質問) 成果については今いろいろとお話しいただきましたけれども、課題みたいなものもこの一年やってみて何か思い当たることがありますか。

(議長) 今私が申し上げたように、二元代表制の生命線は議論をする、議員同士の議論だと思っておりますけれども、申し上げたように場と時間は設定いたしましたけれども、実質的に本当に議員間討議というのは充実しているのかどうかというあたりの検証をしっかりとしないといけないと、絵にかいた餅になるのかなというようなことを思っております。そういう議論の深化といいますが、議員間議論の深化というようなことを考えていくべきかなというようなことを思っています。ご承知のようにそういう状況を県民の皆さんが作っていただきましたので、今三重県議会は現在新政みえが23で、自民・無所属が16ですか、あと5名と2名、2名、1名、1名というような会派になっておりまして、どこも過半数を持っていないわけでもございまして、要するにそういう状況で県議会はしっかり頑張りなさいという県民の審判であったと思うのですけれども、それは何かといういつも申し上げているとおり、数で決めてはだめですよと

いう県民の審判であったと思うのですよね。ですから、過半数をどこも持っていないわけですから、数で決められない状況を県民に与えていただいたわけがありますから、そのような状況をしっかりと私どもは受け止めて、議員間討議、これをしっかりして一致点を見出していく、そして会派間の違いは違いとして、その違いは大切なものでありますから、違いを大事にしながら一致点をふくらし、あるいは深めていく、そういう議論の質、そういうものが今後の課題なのかなと思わせていただいております。

(質問) 関連ですけど、実際やってみて議会事務局等も感じていると思いますけれども、何となくメリハリがない、やる前に懸念された部分、定例会4回と臨時会1回、その部分のやったほうがメリハリがあるだろうと、ダラダラダラダラという感じがなきにしもあらずで、その辺のこと等は県議員の間では、何か話にはなっていないのですか。

(議長) 私どもは230日で大変多忙になったということと、それと同時にそれをサポートしていただく議会事務局がまた大変多忙を極めているという状況、まずこれを何とか少しずつでも除去していけないかなというようなことを思っています。ご指摘のように、何か長いだけということで、メリハリがないという指摘は皆さんだけでなく他の方からもご指摘をいただいているところでございまして、今試行的にやらせていただいているところでございまして、12月が終わったら新たな来年が始まるわけですけれども、できたらこの1年間をしっかりと検証して、次の時にはご指摘のあったようなことが解消されるような議会運営を目指していけたらと思います。今回は試行的にやらせていただきましたので、ご指摘の部分というのは私どももわかっているところでございまして、しっかりとこの1年を検証することによってそのことに応えていきたいと思っております。

(質問) 二期制をひいた時に、元々本来通年だという議論もあって、行くべき方向というのは通年のための前段階としての年2回制ですから、当然行くのは通年なんですよ。

(議長) 私は二期制の時のプロジェクトの座長をさせていただいておりましたので、方向としてはそのような方向だろうと、目指すのは私どもは地方制度調査会でもいろいろ議論をしておりますけれども、議員の身分とかそういう問題にもからんで私どもは通年といえますか、議員としてのプロを目指したいというふうな方向であると思っております。例えば今地方制度調査会なんかで議論されて

いるのは、主婦がいつでも来られるように夜間に開いたりというふうな形で多くの意見をまとめていこうと、いわゆるアマチュア的な、そういう感覚は大事ですけれども、そういう議会を目指していこうというような意見も地方制度調査会の中であるわけですが、そういう中で私どもは議員として県民の意見をしっかり聞いたプロの議員を目指したいということであれば、当然通年制も視野に入れなければならないと思っておりますが、1回だけの試行で来年から通年制というわけにもまいらないと思っておりますので、あの時の議論では次の任期からどうなのかというようなことをございましたので、そのことも含めてこれもやはり議会改革推進会議の中で、議論をいただいてご提言もいただける問題かなというようなことを思っているところでございます。

(質問)事務局に確認だけど、あの時は次の任期からということで確定していた。とりあえず1年やったらあとは押せるという話ではなかったでしたか。

(事務局)次の改選からです。

(質問)次の改選から。

(議長)だったと思います。

(質問)ということは、萩野議長の置き土産で再来年からということではないのですか。

(議長)議論を前の年になってからやるというわけにはいきませんので、できるだけ早く議論を開始しなければいけないかなと思っております。私が議長の間にはできるかどうかは結論を出すのはどうかとして、次の改選の少し前に会期の問題は決着をつけておくのがいいのではないかと思っております。

(質問)もう一つは会期の問題でいくと、会議録が一定例会毎にあるので、年2冊になってしまっている。例えば3月議会の会議録というのは、ホームページは別にして、一般の方がふれられるのが、6カ月経った9月でないと見られないと、それは一般の県民にとっては逆に言ったら既得権利という情報開示の部分の損失につながっているのですけれども、その辺はどのように改善されますか。

(議長)ご指摘のとおりで、2月に決まったものを会議録が出るのが10月、

11月だということになると、それはやはり議会の広聴広報機能としてはスピードがないということになるかと思っていますので、せめて従来何月議会何月議会とあるわけですから、年4回ペースで出せないかどうか今事務局に検討を指示しているところでございます。それによって、議会事務局の負担が大変大きくなるということはあまり考えられないのではないかというふうなことを考えていますので、事務局でしかるべく検討をしていただけるものと思っています。

(質問)他に都道府県議会で、全国の、定例会年2回にしようという動きがあるのかどうか。そういう動きがあるのであれば、それについてどういうふうにお考えになるか。また、そういう動きが感じられないのであれば、三重県議会としてどういうふうに全国に広げていこうとお考えかというのをお願いします。

(議長)年2回の議論というのは、神奈川、秋田などで検討してくれているようでございますので、独りよがりではないと。

(質問)他の各都道府県で、神奈川と秋田で検討の動きがあるというようなことは、やはり議長にとっても喜ばしいということですか。

(議長)大変喜ばしいことだと思っておりますし、議会基本条例もうちが作ってから、しばらくどこの議会もしてくれなかったのですけれども、福島県議会が県議会段階としては議会基本条例を制定していただきまして、今言った神奈川とかいろんなところで、今議会基本条例の議論が始まっておりますので、もう市町村議会を入れたら100くらいあるのではないですか。恐らく議会基本条例は県議会レベルで作らずにはいられないという状況だと思います。ごめんなさい。20が制定しているそうです。恐らく遅かれ早かれどの議会も議会基本条例を作って地方分権になったら、県議会なり、市町村議会で議会基本条例がないということの方が不思議でございまして、議会が何をするかというところを憲法なり、地方自治法でちらっと触れられているような状況ですから、議会は何をするところ、県民とどういう関係を持つところというふうなことが無いのが不思議なわけですし、議会改革というよりも、必置するべき課題なのかなというふうなことを考えています。

(質問)事務局さんに確認なのですが、神奈川と秋田でもう具体的にいついつからどのというのはあるのですか。いついつから年2回制を導入しますよというような具体的な日程とかはまだ決まっていないのですか。

(事務局) 検討会が設けられて、検討が行われているということは聞いておりますが、具体的に何年からというふうなところまではまだいっていないというふうに聞いております。

(質問) 議員による検討会が設置されていると。両県議会とも。

(事務局) そうですね。神奈川は一端報告書は出ましたけれども、それについて議会運営委員会等で検討されておるということは聞いておりますけれども、具体的にいつまではということではないようです。秋田県につきましては、これから検討したいということで聞いております。

(議長) まあ、そんな状況です。

(質問) 財政問題調査会の関係で議会のガバナンスルールを考える機関を設置したいとありましたが、具体的なイメージがあったら教えてください。

(議長) 先ほど申し上げましたように、附属機関を活用できないだろうかというふうに思っています。専門的知見を入れまして、議会は何をやる場所なんだというところをそういう大規模プロジェクト、博物館などがある時に、議会で審議し、意思決定していくにあたってのルールはどうあるべきかというようなところをしっかりと決めていくべきだろうと思っています。そうしたものがあれば、今回のように基本計画の承認前に基本設計と実施設計、予算案が議会に提出されるということは無くなるだろうというふうに思っていますので、我々側をチェックしていただくという意味での附属機能的なものが必要なのかなというふうなことを思っています。

(質問) この前の答申の中で、基本計画の段階で具体的などというものを指すのかというふうな指標とか目標みたいなものがはっきりと決まっていないので、そういうのがないから議会としてちゃんとできているかどうか監視ができないのではないですかというお話があったと思うのですが、それに対して議員の方からは基本計画の段階できちんと決めるのではなく、もっといろんな可能性を持たしていた方が、後でどんどん詰めていくべきなんじゃないかというふうな意見もあったと思うのですが、そこについてはどのように思いますか。

(議長) そういう意見もございました。こういう大規模プロジェクトというのは博物館は今おっしゃったような形で議論もありますし、別の美し国だったらまた違う議論の仕方もあるだろうと思うのです。課題課題によってどのような審議を県議会がすべきなのかというあたりのことはまだ確立をされておられませんので県議会のルールとして。その辺のルールはこれからしっかり附属機関的なものを使って議会の今おっしゃったような形の、この場合にはどうなんだ、この場合にはどうなんだという具体的なものも含めて、我々としてもその辺のルールは確立しておかないと、今回のようなことになりはしないかというふうなことを思っています。

(質問) ガバナンスルールを今後作りたいということで、附属機関を設置できないかとおっしゃいましたが、これは、議員の間でそういうのを考えるのではなく、専門家に話を聴くということですよ。

(議長) そうですね。外部の人に議会をみていただくということだろうと思います。チェック機能というのはしっかりと外部からチェックができるということが大事でございまして、議会も例外ではないと思うのです。自分たちのチェック機能が正常に働いているかどうかというあたりを外部の意見を聴いていくということも極めて大切なことではないかと思っています。

(質問) その附属機関のイメージというのは、ずっと議会に附属されているものなんですか。ある期間決めて、ルールを決めるまでの間ではなく、ずっとですか。

(議長) ずっと恒常的にという意味ですか。そういうことは考えていませんけれども。諮問した問題についてご意見をいただくということになるかと思えます。

(質問) 具体的にいつ頃とかいうのは何かあるのですか。

(議長) まだ具体的に考えておりません。でもできるだけ早急に。附属機関の設置は、平成4年に三重県議会が特区として総務省に申請をいたしました。特区で県議会に対する附属機関を認めてくださいと。ところが、総務省の見解は合議制の議会には馴染まないということで、平成4年に却下されたのです。ところが、今年ですか、去年ですか、地方制度調査会がありまして、調査会の委員がそのことを質問したら、それは地方議会が基本的には決めることと市

町村課長ですか総務省の、そういうような答弁がありましたので、附属機関についても今作れば、議会基本条例に我々は作るとのせてあるわけですから。作れば総務省から従来のような反対とか、それはおかしいとかというようなことはないのではないかなというふうに思っています。ただ、地方制度調査会に私も参考人で呼ばれて行きましたけれども、議論の方向がなかなか私には見えませんでした。正直言って、こんな所で言ったら叱られるかもしれませんが、地方制度調査会の委員全員とは言いませんけれども、その中で本当に地方議会をわかって議論していただいているのかと、こんな所で決められたらたまらないという思いも印象として持ってきました。そんな委員ばかりではないと思いますけれども。ちなみに今日も開かれていますのですけれども。今日は国会議員の方が意見を述べるような予定になっておりまして、本県選出の中川さんとか、あるいは芝さんとか、そういう方が今日は意見を述べていただく、特に芝さんも中川さんも、いわゆるいろいろ議論のある県議会議員の出身の議員ですから、県議会の立場をしっかりとわかって発言をしてくれるものと思っております。

(質問) 今度ルール確立のために設ける予定の附属機関というのは年度内にも作るとか、そういう感じなのですか。

(議長) 個人でどうのこうの言う訳ではないのですが、私の任期中にできたら芽を出させていただけたらと思っています。

(質問) 第二次答申の中で、博物館計画について財政的には大きなウェイトを占めるとは言えないというふうな結果ですが、これについてどのように思われますか。

(議長) まさにそのとおりだと思っています。大きなウェイトを占めるものではないということは、そのとおりだと思っています。

(質問) 附属機関の設置が必要だと考えるのは、今議会と当局の関係でどのような点が問題だと思っていられるのですか。どのような点が審議がうまくいっていないというふうな問題を持っていられるのですか。

(議長) 県議会の中で附属機関を作ると条例には謳っていますけれども、まだその議論は全く県議会の中ではしておりませんので、これから私の方から提起をさせていただきたいと思っています。

(質問) 今回の博物館の件では、どの点が反省点なのですか。

(議長) 博物館の議論ですか。ただ、私どもしっかり議論をするための場作りと言いますか、基本計画を承認の前にあのような設計とか実施設計の予算案が議会に出てきたということもございまして、修正もいたしましたけれども。そういうあたりのきちっとした議論のルールを作っていくのをそれは議会がやっぱり作っていかねばだめだと思うのですよね。こういう議論の。そこはやっぱりうちは確立していなかったなと。ですからこのようなことになったのかなと思っています。

(質問) それは当局側にどういう順番で計画を先に出させて、その後予算を出させるとかそういう順番がしっかりできてなかったと。

(議長) 私どもの認識として、議会の議論の審議のルール作りと言いますか、そういうものも必要だなというようなことを感じた。附属機関というのは議会基本条例を作った時にもう謳っておりますので、それをいつするかということであったのですが、具体的な問題が明確に私には見つかったような気がいたしますので。

(質問) 附属だろうと、諮問機関だろうとどっちでもいいけど、要は首長さんにはその諮問機関等いわゆる附属機関等が幅広い意味で認められているけど、議会には認められてなかったと。ただ、特区申請して三重県議会はやったけど、一度はねられて、地制調である程度そういう方向で軟化してきたと。で、今回基本条例を作る時に一応附属機関という文言を盛り込んでいる。これは多分作ってもお咎めはないだろうという話ですよ。ただ、限界として、今回の財政問題調査会もそうですけれども、結局財政的に大きなウェイトを占めないと言いつつも、ただし、じゃ造れということも言わないし、じゃやっぱり止めましょうということも言わない。部分部分いろんな提示がされていて、結局委員の方々は、要するにお決めになるのは知事と議会であると。我々が決めるべきではない。我々はあくまでも情報提供だと。ある意味客観性というか、ある意味無責任というか。元々そういうものだと思うのですよね。中空アクセスの時もトーマツという監査法人自身は結論は最終的に出さなくて、結局 でいけるだろうと。必ずしも競合しないと2ルート、津と松阪のルートが、というふうなそこしかいけないという一つの限界というのが今回ちょっと見えた気がするのです。それと委員の方というのが事務局選任で決めているわけではなくて、

県議が個人的にお知り合い、いろんな話を聞かれてこの委員はいいぞと推薦されて、議員がそれを推薦すると、事務局は、いやこの人はどうでしょうかとはねることの判断というのが結局は奪われて、ある程度色の付いた形での、財政問題がそうとは言いませんけれど、今までの企業とか、病院事業庁とかあの辺の在り方委員会とかをみてもある程度色が付く部分があるので、今後その辺の問題点というのは議長はどのようにお考えですか。

(議長) 確かにご指摘のことがありますので、先程申し上げましたようにこの博物館の問題だけではないのですけれども、やはり総合的な視点で問題を見ていく必要があると思います。今の財政問題調査会の答申は、参考意見として最終的には議会が決めていくということになりますから、ですから議決責任は極めて重いということになるわけですけれども、これからも継続していきますけれども、今の3人の委員と恐らく立場を異にするであろうという委員の方を選任するとか、そういうことも考えていって、幅広い議論を県議会で巻き起こしていくという努力を私どもはしていかないと、議決責任の重さに本当に応えることができるのかなというふうなことを思っています。

(質問) 博物館計画ですけれども、今までの1つの大きな争点というか、議論のポイントになっていたのは、恐らく財政負担の問題だと思うのですけれども、そのことを考えたうえで、今回の答申というのは今後の議論にどのような影響を与えますか。

(議長) ここに9項目の提案があったと思うのです。最初に三重県の財政の規模を前提とすれば、大きなウェイトを占めるものでは必ずしも言えませんという前提の上に立って9項目の提案があるわけです。例えば1つ言うならば、今ある県立博物館、古い県立博物館についての提案があるわけですけれども。そのことについて、執行部も議会も全くノーマークで議論をしてこなかったと思うのですよ。これをもしも今のまま放置せずに、もう少し前から、建設するというから捨て置いたわけですから、もう少し丁寧なメンテナンスをずうっとやっておれば、今の博物館が現在のような調子ではなかったのではないかというような議論とか、そういう議論を今から、提案がありましたので、それを受け止めて、委員会なり、全協なりでこの提案について執行部の見解も伺いながら、本当に議決をしっかりとしていきたいなと思っております。

(質問) 博物館なのですけれども、実際問題、今各会派等でご意見がある程度違う。特に議長が所属されている新政みえ内で、ある程度二分する意見がある。

この辺はどのようなふうな方向になりましょう。

(議長) これもしっかり議論をしていただくということに尽きるのですけれども、恐らく私としてはまとまっていくだろうと思っています。新政みえの議論も、他の会派の議論も。方向性としてはそんなに大きくかけ離れている議論をそれぞれの会派がしているわけではないと思いますので、これから会派を超えた委員会なり、全協なりで議論をしていくうちに方向は見えてくるというふうに思っております。

(質問) 議案否決の強い意見というか、ある程度力をお持ちの議員がそういうふうにおっしゃる部分がありますが、その辺も終息していくのですか。

(議長) はい。私はそうと思っています。否決ということに至るかどうかは別として、議論は終息していくだろうという見通しは持っています。

(質問) 俺が抑えるという自信がある。

(議長) 調整はさせていただきます。

(質問) 先日、四日市市長選と桑名市長選がありました。これについてご感想を。

(議長) 県議会が養成所でないという私の発言があちこちで波紋を呼んでおりまして、賛成反対のいろんな意見をいただいているところでございます。当選されましたそれぞれの皆さんにはお祝い申し上げるとともに、今後地方分権、地方のリーダーとしてご活躍をいただきたいということをおもうのと、私は四日市市長選もそうですけれども、亀山の県議の補選にしても、投票率が極めて低い。30%代が亀山ではなかったかと思うのですけれども。四日市も40%強くらいであったかと思うのですけれども。市民の皆さんの政治に寄せる関心、そういうものを高めていかなければならないということをおまず感じさせていただいたところでございまして、それぞれの市長さんに立候補したり、県議に立候補した方について個々に今申し上げることはございません。

(質問) さはさりながら、四日市市長選ですけれども、実際開いたあの票をご覧になって率直な感想はいかがですか。

(議長) 思わぬ大差だなと。

(質問) 三教組がかなりおやりになったと。

(議長) 知りません。

(質問) 議長がこれまでおっしゃっていたのは、県議会は他の選挙への養成所ではないというような趣旨でしたけれども、今回桑名市長も県議経験がある、四日市市長も県議経験のある方が当選なさった。市のリーダーと議会とのパイプ役ではないですけれども、そういう連携というの也被えられるのかなというふうになちよっと思っただけすけれども、そのあたりはどうですか。

(議長) それは、県議をして県政に精通もしていて、市長なり、首長になられたら県議会なり、県政とのパイプがあつたり、そのことは否定するつもりはございませんし、そのことによつて市民の皆さんに良好な市政を提供できるということであれば、喜ばしいことだと思ひますけれども、前々から申し上げているように、県議会は独立した議員の機関でございますして、決して養成する場ではないことは間違いのないことだというふうになちよつております。ただ、判断はそれぞれの議員の方が判断をされることすし、それに異論を差し挟むことはできないと思ひます。最終的に立候補された所の有権者の皆さんがそのことを判断するわけすから、そのことに委ねていくべきだろふなというふうになちよつては思ひています。

(質問) 個々の県議会議員の皆さんというか、候補者の皆さんとその選挙区の有権者の皆さんの判断に委ねられるべきであると。

(議長) 当然そうすよね。私がいくらとやかく言つたつて、養成所じゃありませんから、養成所じゃないと言つたとしても、判断はその方々が判断されて最終的に有権者が判断されたら、それが正しい判断であつたのだろふというふうになちよつて思わざるを得ないじゃないですか。

(以 上)

11:20 終了